

# 託送供給の中立性・透明性・利便性の 向上を目指した新たな取組み

東京ガス株式会社  
大阪ガス株式会社  
東邦ガス株式会社

## <目次>

- 導管部門の中立性確保に向けた基本スタンス
- 現行の託送供給と中立性確保に関するルールの概要
- 新規参入者から託送部門へのご要望事項に関する対応について
- 中立性・透明性・利便性向上に向けた更なる自主的な取組み（検討中）

# 導管部門の中立性確保に向けた基本スタンス

- エネルギー基本計画における「天然ガスシフトとその強靱性の向上」を企図した政策決定、ならびにガス事業における今後の「小売全面自由化」を見据え、安定供給を担保した上で、より中立性・透明性が高い託送供給を目指す。
- 小売全面自由化における新規参入者は、改めて「天然ガス市場の発展に向けた最重要パートナー」であると認識した上、中立性・透明性に加えて、託送の利便性（使いやすさ）を重視し、かつ、安定供給と安全確保に向けた話し合いを推進・深化させていく。
- 現在の託送供給において、事業者として至らない点、使い勝手が悪い点、融通が利かない点があれば、真摯に受け止め、可能な限り改善を図ってまいりたい。
- 今回の「中立性確保」の議論においては、以上の事業者側の基本スタンスや改善内容などをご確認いただき、ご批判も頂戴しながら、最適なガス供給と天然ガス市場発展のあり方をご検討いただきたい。

- 現行の託送供給と中立性確保に関するルールの概要

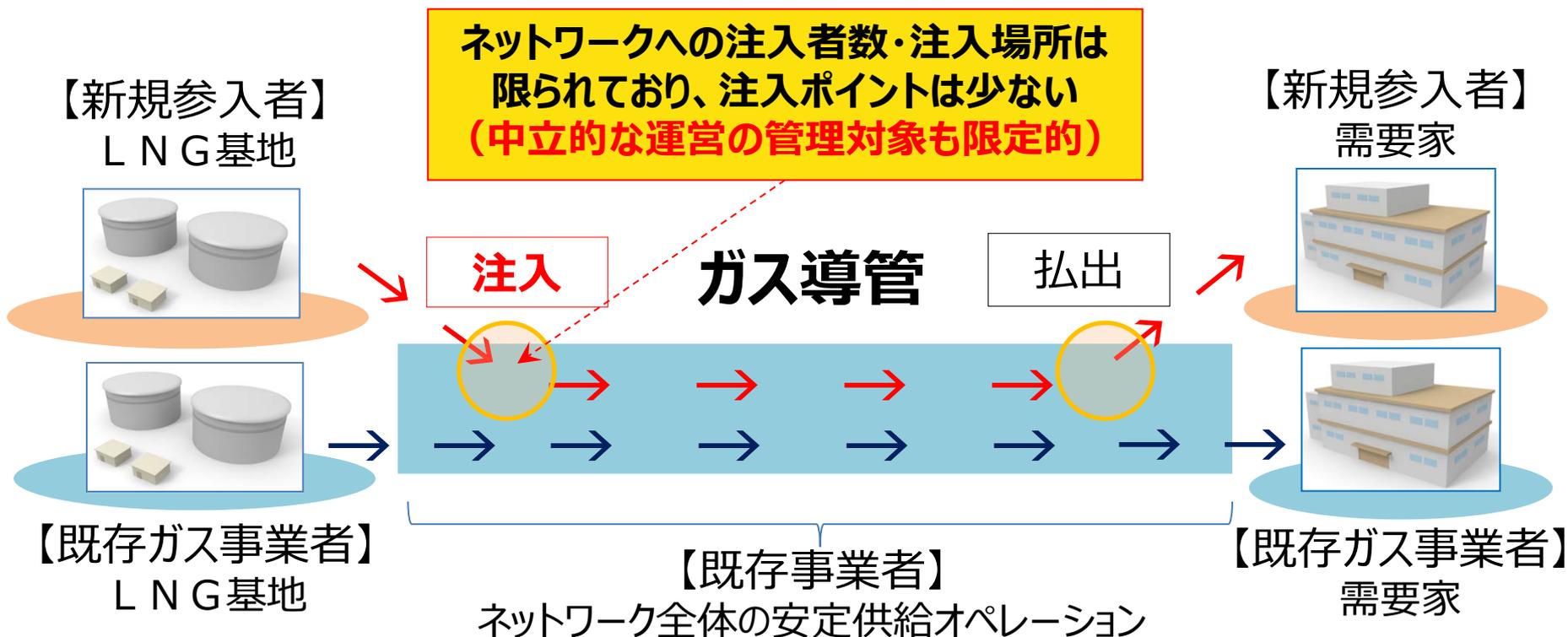
# ガスの託送供給の実態

## ● 新規参入者からの「注入」

- ・ L N G 基地からの注入が基本であるため、ネットワークへの「注入ポイント」は少ない。
- ・ **注入ポイント数が少ないことから、中立的な運営のための管理対象は限定的。**

## ● 既存事業者の「オペレーション」

- ・ 需給逼迫時に「供給切れを起こさない」、需要減少時に「送出量を制限する」など、時間単位の「流量・圧力管理」「原料在庫管理・払出」オペレーションによって、**ネットワーク全体の安定供給を担保。**



# <ご参考> ガスの託送供給制度（運用実態）

|        | 新規参入者  | 一般ガス事業者  |
|--------|--|--|
| 対象需要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別需要単位で管理</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク全体を常時監視（流量及び圧力）</li> </ul>                                     |
| 管理単位   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たり±10%以内（注入と払出の数量を一致させる）</li> <li>※変動範囲内(±10%)であれば課金なし</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・瞬時瞬時（24時間365日体制）</li> </ul>  |
| 実態との乖離 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>実際に発生する需要変動による乖離を考慮せずに、供給できる仕組み</b></li> <li>①<b>実流との乖離が発生</b><br/>※注入ガスが到達しない需要も託送可能</li> <li>②<b>注入から払出までの到達に時間差</b></li> <li>③<b>計画値※と実績とで乖離が発生〔需要側〕</b><br/>※簡易同時同量方式(年間100万m<sup>3</sup> 未満)の場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>実流を考慮し、新規参入者による託送供給で生じる需要変動に対応</b><br/>⇒ ネットワークバランスを維持</li> </ul> |

# 託送に係わる中立性確保の制度・監査の実態

## ● 託送供給に係る諸規制

- ガス事業法第22条において、**中立性確保のための諸規制を規定。**
- 導管ネットワークの利用の公平性・透明性に関する社会的信頼確保の観点から、託送供給関連業務で知り得た**情報の目的外利用および託送供給関連業務に係る差別的取扱いを禁止。**
- 内部相互補助を監視するとともに、託送料金の適正性の確保の観点から、**託送供給関連業務部門の会計整理、公表を義務付け。**

## ● 託送供給および業務に関する監査

※詳細は次項

- **大手ガス事業者は、毎年1回、行政による監査を受ける。**
- **監査結果は行政による公表に加え、市場監視小委にて報告される。**
- (1) **託送業務に関する監査：**
  - 「適正な取引についての指針」に基づく禁止行為に関する監査
  - ※**三社とも「2人×0.5日」**の監査
- (2) **託送収支計算に関する会計監査：**
  - 「ガス事業法第22条」に基づく会計整理等に関する監査
  - ※**東京ガス「2人×4日」、大阪ガス「1人×5日」、東邦ガス「1人×3.5日」**の監査

# 託送に係わる行政による監査の詳細

## (1) 託送業務に関する監査

| 監査項目     | 監査ポイント等  |
|----------|--|
| 託送情報の取扱い | <ul style="list-style-type: none"><li>・営業部門と託送部門の<b>情報遮断の適切性</b>（物理的遮断・アクセス制限等）</li><li>・託送情報の保管管理状況</li></ul>           |
| 内外無差別の確認 | <ul style="list-style-type: none"><li>・<b>適用条件</b>（<b>回答期間、検討料の請求、補償料、契約期間、供給停止条件、各種情報の通知タイミング</b>）の<b>公平性</b></li></ul> |

※監査に必要となる様式等は事前に送付

## (2) 託送収支計算に関する会計監査

| 監査項目   | 監査ポイント等  |
|--------|--|
| 収益の適正性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新規参入者からの託送収益の妥当性</li><li>・自社大口需要家、卸先、規制需要家からの託送収益の妥当性</li></ul>         |
| 費用の適正性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・<b>託送費用の算定元データ確認</b>（B/S、P/L 数値との整合等）</li></ul> <p>※計算過程は公認会計士監査で確認</p> |

※監査に必要となる様式等は事前に送付

- 新規参入者から託送部門へのご要望事項に関する対応について

# 新規参入者への対応方針

託送部門にとって、「**新規参入者は、貴重なお客さまであり、かつ、天然ガス事業発展に向けた最重要パートナーである**」という意識を、改めて醸成する。

- これまでの自由化範囲において、力不足ながらも公平な競争環境整備を進め、中立的な運営に尽力してきた。
- しかしながら、「新規参入者からの要望」があるとのご指摘を真摯に受け止め、改善すべき点はしっかりと対応してまいりたい。
- 更に、小売全面自由化後は託送対象範囲が拡大することに伴い、新規参入者にとってより使いやすく、より全体の安定供給を考慮し、かつ、より天然ガスの普及拡大が促進されるような託送ルールの整備に取り組んでまいりたい。
- 一方、新規参入者と自社の小売部門のイコールフットイングとファイアウォールには細心の注意を払い、かつ、託送部門の中立的な運用実態を新規参入者に十分ご理解いただけるように説明責任を果たしていきたい。

# 新規参入者から託送部門へのご要望への対応①

検討料の特定負担については、既存事業者の小売部門と新規参入者のイコルフットイングが図られているのか確認できないため、解消していただきたい。

- ・検討料は、電力やガス事業者に広く採用されており、託送可否の検討に要する料金ですが、自社の小売部門における供給検討も新規参入者と同様に、託送収支上では収益と認識しており、行政による会計監査で適切な負担をしていることを、ご確認いただいております。
- ・小売全面自由化後、小口部門の託送供給制度が開始される際にも新規参入者と自社において差別的な取扱いとならないよう、検討料について厳正に運用してまいります。
- ・また、今後、ネットワーク内の既存小口需要など、検討の要・不要や検討内容を精査して、可能な限り、新規参入者のご負担を軽減できるよう、努力してまいります。

## 新規参入者から託送部門へのご要望への対応②

検討期間の問題は、既存事業者の小売部門と新規参入者のイコールフットイングが図られているのか確認できないため、解消していただきたい。

- ・検討期間は、託送供給約款にて「2～3ヶ月以内」と定めております。
- ・これは、新設件名や新規導管敷設件名などの特殊な案件において、実際に当該期間を要することを踏まえて設定しているものです。
- ・一方、このような特定の案件を除き、実際に要する期間は、平均で「数週間」程度となっています。また、新規参入者と自社において、期間が差別的な取扱いとならないよう、取組んでおり、かつ、行政による監査においても新規参入者・自社それぞれの検討期間の実績状況を、ご確認いただいております。
- ・小売全面自由化後は、検討件数の増加や内容の多様化が想定されますが、検討期間については、より一層、迅速な対応に努めつつ、かつ、差別的な取扱いとならないよう、厳正に運用してまいります。

## 新規参入者から託送部門へのご要望への対応③

保安の問題について。今後、導管事業者の具体的な運営方法を検討すると思うが、そうした中、厳正な中立性を確保する仕組みが必要である。

- ・9/12のガス安全小委員会において、保安水準の維持向上を目的に、これまでの「三位一体」から、「（お客さま、行政、小売事業者、導管事業者による）四位一体」がしっかりフォローアップされるよう取組むべき、と総括されたように、今後は、特に、新規参入者と新ガス導管事業者、更には新規参入者と自社の小売部門による協業・協調・連携体制が必要となります。保安に失敗はあってはならず、実際の保安業務も念頭におきつつ、皆さまと一緒に考えていきたいと思えます。
- ・また、ご指摘のとおり、新ガス導管事業者として実施する保安対応については、新規参入者と自社のお客さま間において、差別的な取扱いがあってはならないことだと、肝に銘じております。
- ・今後とも、都市ガス事業に対するお客さまの「安心・安全・信頼」をより一層獲得できるよう、新規参入者と一体となって、最適な保安のあり方や連携のあり方を考えていく所存です。

## 新規参入者から託送部門へのご要望への対応④

既存事業者の小売部門と我々新規参入者の間で差別的な取扱いがなされないように、既存事業者の導管部門と小売部門の業務の仕分けをしっかり行い、必要に応じて組織に反映されるなど、導管部門の中立面が外部にも分かるようにしていただきたい。

- ・託送部門において知り得た情報については、現状、託送部門と自社の小売部門との間で厳正なファイアウォールを設けています。小売全面自由化後は、家庭用が含まれ、対象件数が急拡大いたしますが、引き続き、こうした取扱いの確実な順守に、取組んでまいります。
- ・業務の仕分けや必要に応じた組織への反映については、ご指摘いただいたとおり、小売全面自由化の前に業務棚卸しを実施し、内容を点検していくことで、新規参入者に対しても説明責任が果たせるよう、尽力していく所存です。

- 中立性・透明性・利便性向上に向けた更なる自主的な取組み（検討中）

# 託送供給検討受付センター（仮称）の開設

## 【内容】

- 託送供給検討依頼に関する内外無差別の「受付センター」を設置。
- 自社内の供給検討依頼も、必ず同センターを経由。
- 管理スタイルは自社内のみならず、新規参入者や外部の意見もいただきながら、スピードと公平性を同時に達成する仕組みを検討していく。
- 同センターでは、自社の小売部門を含む全ての供給検討依頼を順番に受け付け、「整理番号管理」「回答までの日数管理」、更に検討期間が通常に比べて長くなっている場合には、経過に関するフォローを行うなど、社内外を公平に取扱う。
- 「管理簿」ほか必要な書類・データファイルは、所轄規制官庁に届出、監査を受ける。

## 【効果】

- 現行の管理スタイルを前進させ、中立・透明な運用を実現するとともに、ガス事業全体のお客さま獲得に向けたスピーディな対応を目指す。

# 需要家情報開示センター（仮称）の開設

## 【内容】

- 託送部門は、新規参入者および自社の小売部門からの求めに応じ、個別需要家の託送料金・ご使用実績などの情報開示請求に対して、当該情報を提供する、「情報開示センター」を開設。
- 情報開示は、需要家の同意を得られていることを条件に、速やかな対応を図っていく。



## 【効果】

- 中立・透明な運用を実現することで、内外無差別についての説明責任を強化できる。
- 小売事業者が、需要家情報を取得しやすくなることは、顧客獲得の円滑化につながり、天然ガス普及促進の一助となる。

# 「会計監査」「外部専門家による監査」の導入と公表

## 【内容】

- 現行の行政による監査に加え、①会計監査における託送収支の確認、②会計監査人以外の専門家による、託送実態の透明性を担保する追加的な監査、を実施。
- 新規参入者が当該監査結果を確認、および検討することで、納得性を高める。
- 指摘を受けた場合の改善方法、説明責任のあり方など、外部の意見をいただきながら、透明性強化の枠組みを検討していく。

## 【効果】

- 託送諸規則の順守度合いに関する説明責任を強化することができる。
- 会計分離に関する透明性を前進させ、託送業務の運用と託送原価の厳正な算定に向けた体制強化に繋がる。

# 託送収支の公表様式の追加

## 【内容】

- 託送収支の公表について、更なる明細を追加。

(例) 収益については、収益内容ごとに、自社分と新規参入者分を別に分類。費用については、可能な限り細分化された費目を公開。



## 【効果】

- 託送料金算定規則の順守度合いに関する説明責任を強化することができる。
- 会計分離に関する透明性を前進させ、託送原価の厳正な算定に向けた体制強化に繋がる。

# 託送供給ルールの変更および公表内容の拡充

## 【内容】

- 託送供給ルールに関して、新規参入者の視点で、透明性や利便性が確保されているかという観点から改善を実施し、可能な限り公表。
- (例) 託送供給の検討料について、新たに対象となる小口分野では既存需要の切替時や一定供給量までの検討無償化など、実態を踏まえた料金設定を検討する。

## 【効果】

- 新規参入者や自社の小売部門にとって、より使いやすく、より納得感のある状況を実現する。
- 利便性が増すことで、より一層の天然ガス普及拡大に繋がる。

# 託送範囲拡大に伴うプロファイリング託送方式採用

## 【内容】

- 小口部門への託送範囲の拡大に伴い、新たな託送方式の検討要。
- 小口の託送について、払出量は、個別件名単位に実使用量を実測せず、需要群ごとに一定程度をまとめた需要想定値とし、注入量は、時間ごとの需要想定値に基づく、「プロファイリング託送方式」を採用。

## 【効果】

- 新規参入者は、前日までに決定した計画数量どおりに注入すれば、実際の払出量とみなすため、この限りにおいて、実需（需要側）との「時間別」「日別」のインバランス精算は発生しない。
  - この結果、新規参入者は、刻々と変化する需要に対応して注入する必要がないため、注入オペレーションは極めて容易となる。また、同時同量の計測に係るコスト負担も軽減される。
  - 実際に発生する時間インバランスは、自社の小売部門がサポート。
- ※ 新規参入者の数量割合が一定規模以上となり、ネットワークに影響が生じる場合、別方式の検討が必要であるが、当面、本方式で開始可能か検討。

ご清聴ありがとうございました。